貯　蓄　預　金

平成３０年９月３日現在

１．商品名	・貯蓄預金
２．販売対象	・個人の方のみ
３．期　間	・期間の定めはありません。
４．預　入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	 ・随時預入 ・１円以上 ・１円単位
５．払戻方法	・随時払戻しできます。
６．利　息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	 ・変動金利 ・５階層の金額階層別金利設定（１０万円未満、１０万円以上３０万円未満、３０万円以上５０万円未満、５０万円以上１００万円未満、１００万円以上）を行い、毎日の最終残高がそれぞれの金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示のそれぞれの金額階層別の利率を適用します。 ・年２回（２月、８月）の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・付利最低残高は１，０００円とし、付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割　計算
７．税　金	・利息には２０％（国税１５％、地方税５％）の税金がかかります。（ただし、マル優 を利用の場合は除きます。） ※平成２５年１月１日から平成４９年１２月３１日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。
８．手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める 手数料を徴求します。（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。）
９．付加できる特約事項	・「普通預金」との間で資金を移動させるスウィング（自動振替）サービスの取扱 いができます。 ・マル優の取扱いができます。
10．中途解約時の取扱い	――――
11．金利情報の入手方法	・金利は窓口へご照会ください。
12．苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（8：30～17：30、電話：0120－108760）にお申し出下さい 紛争解決措置　愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または、全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫・お客さま相談室」にお尋ねください。
13．その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。 ・「総合口座」の取扱いはできません。 ・お１人様１金融機関あたり、決済用預金を除く他の預金と合算して、元本１，０００万円までとその利息が預金保険制度により保護されます。

西尾信用金庫